

令和5年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年2月27日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

14番 檜原伸

会議録署名議員

6番 武澤豪 7番 北上正弘

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長職務代理者副市長 町田寿人	副市長 木下修一
教育長 高田稔	企画総務部長 坂東孝一
市民部長 矢田正和	健康福祉部長 稲井誠司
産業経済部長 岩野竜文	建設部長 高田敬二
水道部長 大森章司	会計管理者 岩佐賢二
教育部長 森友邦明	危機管理局長 吉川和宏
企画総務部次長 森克彦	市民部次長 林英司
健康福祉部次長 小松隆	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 松村栄治
土成支所長 住友勝次	阿波支所長 大塚清

水道部次長 吉岡 宏

農業委員会事務局長 相原 繁喜

監査事務局長 坂東 明

財政課長 大倉 洋二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和5年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和5年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和5年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和5年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 16 議案第 13 号 阿波市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 15 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 17 号 板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託

に関する規約について

日程第 2 1 議案第 1 8 号 上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託
に関する規約について

日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市道路線の認定について

日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市道路線の変更について

日程第 2 4 報告第 1 号 債権の放棄について

日程第 2 5 請願第 3 号の取り下げの件

追加日程第 1 議案第 2 1 号 令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 0 号）につい
て

午前10時00分 開会

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから、令和5年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議長会関係会議についてご報告申し上げます。

1月20日に香川県丸亀市において、全国市議会議長会令和4年度「海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題に関する特別委員会」現地調査が開催され、議長が出席いたしました。

2月9日に東京都の都市センターホテルにおいて、全国市議会議長会第230回理事會・第114回評議員会合同会議が開催され、議長が出席いたしました。

次に、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年の12月23日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

その他といたしまして、昨年12月17日に一般県道船戸切幡上板線「土成工区」開通式、27日に（仮称）阿波スマートインターチェンジ起工式、1月2日に令和5年阿波市二十歳のつどい、6日に徳島中央広域連合消防出初式、8日に阿波市消防団出初式、11日に吉野川中流域新春互礼会、21日に阿波市土地改良区連絡協議会新年互礼会、23日に阿波市総合教育会議、30日に阿波市空家等対策協議会、31日に徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会、2月1日に阿波市防災会議、15日に徳島県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会及び定例会、22日に阿波市青少年育成センター運営委員会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

徳島駅伝関係といたしましては、12月20日に阿波市選手団結団式、1月5日に阿波市選手団解団式に出席いたしました。

次に、監査委員から、令和4年11月、12月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろし

くお願いいたします。

次に、市長職務代理者から、お手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（笠井一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番武澤豪君、7番北上正弘君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（笠井一司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月20日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について、委員長の報告を求めます。

原田定信議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和5年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月20日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長職務代理者、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月27日から3月22日までの24日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を行い、散会后、議会改革特別委員会を予定いたしております。

3月9日の本会議は、午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しております。3月13日、午前10時に開会し、一般質問。3月14日、午前10時に開会し、一般質問。その後、議案に対しての質疑、各委員会へ付託を予定しております。

次に、3月15日、午前10時から、総務常任委員会。3月16日、午前10時から、文教厚生常任委員会。3月17日、午前10時から、産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、3月22日は、午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日2月28日の正午となっております。

円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

以上。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月22日までの24日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井一司君） 日程第3、行政報告を市長職務代理者に求めます。

市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） おはようございます。

本日は、令和5年第1回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井一司議長、坂東副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

国はマスク着用について、医療機関や高齢者施設など、着用が効果的な一定の場面を除き、来月13日から、国内外を問わず個人の判断に委ねるとし、また5月8日からは、感

感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類への引下げを予定しております。

また、徳島県では、県内の新型コロナウイルスの感染状況が安定的に改善基調にあることから、今月7日、新型コロナウイルスへの警戒を県民に促すとくしまアラートを、最も低いレベル1「感染小康期」へ引下げを行うなど、令和2年1月に国内で初めて感染が確認されて以来、マスク着用など、感染予防対策を前提とした私たちの生活スタイルが大きく変わろうとしております。

しかしながら、現在、過去2年間流行がなかった季節性インフルエンザとの同時流行も確認されていることから、本市では、引き続き阿波市医師会などをはじめとする関係機関の皆様と連携を図りながら、万全な医療体制の確保に努めてまいります。

また、市民の皆様におかれましては、場面に応じたマスクの着用や手洗い、速やかな受診など、基本的な感染防止対策の徹底について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本市、板野町、上板町の3市町で進めております中央広域環境施設組合新ごみ処理施設についてでございます。

新ごみ処理施設の建設につきましては、昨年、施設整備・運営に係る事業者の募集を行ったところでありますが、結果として、参加を申し出た事業者がなかったところでございます。

このことを踏まえ、可能な限り早期に新ごみ処理施設の建設が進められるよう、課題の分析や対応策などを鋭意検証を進めているところでございます。

加えて、周辺自治会の皆さんとの協議も重ねており、新ごみ処理施設の必要性について、ご理解をより深めていただけていると認識しております。

新ごみ処理施設は、市民の皆様の日常生活に最も密着した重要な施設であり、できる限り早期に建設できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業についてでございます。

昨年12月27日、市役所におきまして、本市主催により（仮称）阿波スマートインターチェンジの起工式を、衆議院議員山口俊一様、国土交通省四国地方整備局道路部長鈴木学様、徳島県知事飯泉嘉門様、並びに貴重な土地を提供していただきました地権者の皆様など、これまでご尽力をいただきました多くの関係者の皆様をお迎えし、盛大に執り行いました。



現在、本体工事の事業主体であります西日本高速道路株式会社四国支社様におきましては、現場での作業が開始されておりますが、令和5年度からいよいよ本体工事も本格化することから、本市では、本体工事に先行する形で、インターチェンジへのアクセス道路や周辺の生活環境の整備を進めているところでございます。

スマートインターチェンジの設置は、高速道路を利用した広域交通ネットワークがさらに強化されることとなり、交流人口の拡大をはじめ、円滑な物流や企業誘致の促進、災害時における迅速な救援活動など、本市発展に飛躍的な効果をもたらし、地方創生の起爆剤になることから、一日も早い供用開始に向け、地域の皆様はもとより、関係機関と連携を図りながら、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、令和5年度当初予算についてでございます。

令和5年度当初予算（案）につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応や原油、原材料価格の高騰などにより、市民生活や地域経済は、大きな影響を受けていることから、市民の皆様の負担軽減や地域経済の回復に向けた対策を講じた結果、予算規模につきましては、歳入歳出総額が195億8,300万円となり、前年度と比較して、額にして6億8,700万円、率にして3.6%の増となっております。

主な事業につきましては、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱に沿って、説明をさせていただきます。

1つ目の柱である安全・安心のまちづくりでは、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、消防団車両の計画的な整備や徳島中央広域連合が実施する高機能消防指令センター消防緊急デジタル無線の更新に対する経費を負担し、火災や自然災害の発生時に万全の態勢を取れるための施設整備を行います。

次に、市民の皆様に安全で良質な水道水を供給し、水道施設の統廃合による経費削減を図るため、これまでも小倉高区配水池築造工事などを行ってまいりましたが、令和5年度では、新たに小倉高区配水池中継ポンプ施設を整備し、施設や規模の適正化を図ります。

加えて、市民の利便性向上や市民サービスの迅速化のために、行政デジタルトランスフォーメーション推進事業に取り組み、阿波市公式LINEの機能拡張により、住民票や税証明等の請求をいつでも、どこでも利用できる環境を整備するとともに、インターネット上で公共施設の空き状況の確認や予約申請が可能となるよう、公共施設予約システムを導入いたします。

また、マイナンバーカードの申請手続きがご自宅の近くで行えるよう、郵便局と連携し申

請のご支援を行うなど、デジタルを活用して、市民の皆様の利便性向上を図ってまいります。

続いて、2つ目の柱である活力あふれるまちづくりでは、まず本市の基幹産業である農業振興では、個人農家への給付金額を5万円から7万円に増額し、第二弾がんばる農業者応援給付金事業を実施し、厳しい経営環境に直面する農業者をより強力に支援してまいります。

また、本市で農業を始めてみたい方と受入れが可能な農家とのコーディネートを行い、地域おこし協力隊として活動することで、移住者の増加と農業の担い手確保に向け、取り組んでまいります。

さらに、引き続き農業用機械の導入や施設整備、販売促進活動に対する助成に加え、農産物調理実習加工施設にも支援を行います。

次に、道路インフラ整備につきましては、（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業の工事が本格化するほか、主要地方道県道鳴門池田線と一般県道船戸切幡上板線バイパスを結ぶ市道矢松田中線改良工事の令和5年度の完成に向け、整備を進めてまいります。

次に、企業誘致につきましては、相談窓口の設置や企業立地の適地調査など、企業をトータル的にサポートするとともに、誘致企業に対しましては、企業立地促進助成金の交付に加え、新工場建設に伴う水道管の移設を行うなど、きめ細やかな対応と支援を行ってまいります。

最後に、3つ目の柱である子育て応援のまちづくりでは、子育て支援策について、妊娠、出産から成人になるまで様々な支援策を講じておりますが、令和5年度でも、出産・子育て応援給付金事業に取り組むほか、新たに3歳未満児を養育する世帯を対象に阿波っ子応援券を配付し、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と地域経済の活性化を図ります。

また、阿波地域交流センター内の子育て支援センターあおぞらにおきまして、交流の場の提供や子育て等に関する相談、援助に加え、子育て中の保護者が一時的に休息を取り、リフレッシュするための託児・一時預かりを開始いたします。

小学校においては、1年生から3年生までの教室に電子黒板機能付プロジェクターを設置するとともに、一人1台のタブレットやデジタル教科書との連携を図り、学習効果を向上させてまいります。

次に、小学校の空き教室を利用しておりました柿原放課後児童クラブについては、柿原幼稚園の跡地に新築し、一条放課後児童クラブについては、建設用地を取得し、造成工事を進めてまいります。

次に、令和5年度から新たな取組の一つとして、小学校、中学校、高等学校の修学旅行費の一部を補助し、児童・生徒の保護者の皆様の経済的な負担軽減を図ります。

また、新成人という節目において、大学等の入学準備や社会人生活の支度に係る費用を支援するため、新成人祝金を交付いたします。

次に、教育関連の施設については、市場中学校において、屋外運動場の夜間照明や防球ネットの改修、吉野中学校においては、屋内運動場の大規模改修を行い、教育環境の改善や児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

また、阿波図書館、市場公民館の老朽化が進んでいることから、これからも安全、快適にご利用いただくため、屋根・外壁防水塗装工事などの改修工事を行います。

今後におきましても、子育て支援や産業振興はもとより、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションの推進、また移住・定住の促進やふるさと納税などに積極的に取り組み、市民ニーズに即した施策に、スピード感を持って、着実に実行し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

次に、順次行政報告を申し上げます。

初めに、先月2日、交流防災拠点施設アエルワにおきまして、二十歳を迎える273人の出席のもと、令和5年阿波市二十歳のつどいを厳粛に挙行いたしました。

民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、これまでの成人式を二十歳のつどいと改め、初めての式典となりました。

二十歳という人生の大きな節目を迎えられた皆様方は、社会人や学生などと、様々な立場で門出を迎えられたわけですが、ふるさと阿波市に深い郷土愛を持っていただき、自らの目標に向かって邁進されますことを、心からご祈念を申し上げます。

次に、先月4日、5日の両日、新春恒例の徳島駅伝が開催され、参加16チームが全25区間、149キロメートルにわたり、健脚を競いました。

今年は、過去最高の順位となった昨年に続き、第9位という輝かしい成績を収められ、阿波市代表の選手の皆様には、勇気と感動をいただきました。

監督、コーチ、力走した選手をはじめ、大会に携わった関係者全ての皆様にご心から敬意を表するとともに、今後のさらなる飛躍とご活躍にご期待を申し上げます。

次に、先月 8 日、アエルワにおきまして、阿波市消防団出初式を開催いたしました。

近年、気候変動により、大型化した台風や豪雨災害が激甚化、頻発化しており、昨年 9 月には、台風 14 号、15 号が相次いで日本列島に襲来し、全国各地で大雨や暴風をもたらすなど、消防団の担う役割は年々重要性を増しております。

こうした状況の中、当日は多くのご来賓にご出席を賜り、消防団員約 200 名の一糸乱れぬ行動を拝見し、市民の皆様の生命と財産を守り抜くため、大変心強く、そして頼もしく感じたところでございます。

次に、先月 22 日、同じくアエルワにおきまして、阿波市人権啓発男女共同参画講演会を開催いたしました。

講師に、元フジテレビアナウンサーで、現在はテレビなど多方面で活躍されております笠井信輔氏をお招きし、アナウンサーパパが伝えるワークライフバランスと女性活躍と題して、講演をいただきました。

経験豊富な体験談に基づくお話は、約 300 名の参加者からも大変ご好評をいただき、実のある講演会となりました。

次に、先月 24 日、近年多発する消費者被害を未然に防止するため、市民生活に寄り添い、地域に密着したサービスを提供されている市内の郵便局 10 局並びに徳島新聞専売所の 4 事業所の皆様に、消費者安全法に基づく消費生活協力団体として、委嘱状を交付させていただきました。

この消費生活協力団体は、日常業務の中で高齢者等の消費生活の安全に気を配り、何らかの異変を察知した際には消費生活センターへ情報提供をいただくなど、地域の見守りや啓発を担っていただくことで、消費者被害等の未然防止に大きくつながるものと期待しているところでございます。

今後も、引き続き消費生活協力団体の拡充を図り、市民の皆様が安全で、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、先月 29 日、本市と相互協力に関する協定を締結しております徳島インディゴソックス球団の新人合同トレーニングや農業体験活動、また中学生を対象とした野球教室を阿波体育館などで開催いたしました。

球団との連携により、健全な青少年の育成や農業振興、また本市のイメージアップにつながる効果的な施策を展開してまいります。

次に、今月 1 日、市役所におきまして、阿波市防災会議を開催いたしました。

会議では、今後30年以内に高い確率で発生が危惧されております南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層帯直下型地震、また気候変動により大型化した台風など、いつ、どこで自然災害が発生してもおかしくない状況にあることから、本市では、そのような事態が発生しても柔軟に対応できるよう、防災・減災対策の指針となる阿波市防災計画の見直し案について、様々な角度からご審議をいただきました。

今後、防災計画が防災・減災対策の指針となり、どのような状況においても、より実効性のある計画となるよう協議を重ねてまいります。

次に、今月6日、阿波市特産品認証制度における特産品認証書の授与式を執り行いました。

阿波市の魅力ある特産品として新たに認証させていただいたのは、株式会社EYELiD様の阿波のめぐみ「そのまんまお米ぱん」、株式会社三浦醸造所様のねさし甘酒すだち入り、米糍味噌の3品目で、これにより阿波市特産品の認証数は28品目となりました。

今後は、生産者と行政が一体となって、各種イベントや都市圏における展示、販売促進活動を進めるとともに、ふるさと納税制度への活用にも努めてまいります。

最後に、今月24日、従業員の消防団への入団促進や勤務時間中の消防団活動への協力、また災害時における資機材の提供など、消防団活動にご協力をいただける事業者として、株式会社十川ゴム徳島工場様に対しまして、阿波市消防団協力事業所の表示証を交付させていただきました。

これにより、消防団協力事業所は15事業所となりましたが、今後さらに消防団協力事業所を増やすことで、消防団員の確保はもとより、地域一丸となった防災体制の充実・強化に取り組んでまいります。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第 1号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について

日程第 5 議案第 2号 令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第 6 議案第 3号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）について

日程第 7 議案第 4号 令和5年度阿波市一般会計予算について

日程第 8 議案第 5号 令和5年度阿波市御所財産区特別会計予算について

- 日程第 9 議案第 6号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第 7号 令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第 8号 令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
- 日程第12 議案第 9号 令和5年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第14 議案第11号 令和5年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第12号 阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につ
いて
- 日程第16 議案第13号 阿波市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委
託に関する規約について
- 日程第21 議案第18号 上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委
託に関する規約について
- 日程第22 議案第19号 阿波市道路線の認定について
- 日程第23 議案第20号 阿波市道路線の変更について
- 日程第24 報告第 1号 債権の放棄について

○議長（笠井一司君） 日程第4、議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第9号）についてから日程第24、報告第1号債権の放棄についてまでの計21件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております令和5年第1回阿波市議会定例会への提出議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件11件、条例案件5件、その他案件4件、報告案件1件の計21件について、審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第9号）につきましては、減額補正予算額3億2,940万円でございます。

次に、議案第2号令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、減額補正予算額3,840万円でございます。

次に、議案第3号令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、追加補正予算額230万円でございます。

次に、議案第4号令和5年度阿波市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を195億8,300万円とするものでございます。

令和5年度の当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応や原油、原材料価格の高騰などにより、市民生活や地域経済に大きく影響を受けていることから、市民の皆様の負担軽減や地域経済の回復に向けた対策を講じた結果、予算規模につきましては、歳入歳出総額が195億8,300万円となり、前年度と比較いたしまして、額にして6億8,700万円、率にして3.6%の増となっております。

主な事業につきましては、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱に沿って、説明をさせていただきます。

1つ目の柱である安全・安心のまちづくりでは、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、火災や自然災害の発生時に万全の態勢を取るための消防団車両整備事業や市民の皆様に安全で良質な水道水を供給する小倉高区配水池中継ポンプ施設整備事業、また行政手続のオンライン化により、市民の皆様の利便性の向上や市民サービスの迅速化を図るため、阿波市公式LINEの機能拡張や公共施設予約システムを導入する行政デジタルトランスフォーメーション推進事業などを実施してまいります。

次に、2つ目の柱である活力あふれるまちづくりでは、厳しい経営環境に直面する農業者をより強力で支援する第二弾がんばる農業者応援給付金事業や移住者の増加と農業の担い手の確保に向けた地域おこし協力隊事業、また誘致企業を支援する企業立地促進助成金の交付や新工場建設に伴いインフラ整備を行う企業誘致推進事業を実施してまいります。

そして、本体工事が本格化する（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業や市道矢松田中線改良工事など、道路インフラ整備も積極的に進めてまいります。

最後に、3つ目の柱である子育て応援のまちづくりでは、新たに子育て世帯に対する経

済的負担の軽減や地域経済の活性化を図るための阿波っ子応援券支給事業や修学旅行費補助金交付事業などを開始いたします。

また、現在、小学校の空き教室を利用して運営している柿原放課後児童クラブの建設や一条放課後児童クラブの建設用地を造成する放課後児童クラブ整備事業、老朽化した吉野中学校の屋内運動場や市場中学校の屋外運動場を改修する学校教育施設整備事業などを実施してまいります。

次に、議案第5号令和5年度阿波市御所財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1,774万6,000円とするものでございます。

次に、議案第6号令和5年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億6,721万3,000円とするものでございます。

次に、議案第7号令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を5億7,094万7,000円とするものでございます。

次に、議案第8号令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を172万4,000円とするものでございます。

次に、議案第9号令和5年度阿波市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億9,700万円とするものでございます。

次に、議案第10号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億5,365万円とするものでございます。

次に、議案第11号令和5年度阿波市水道事業会計予算につきましては、収益的収入を6億8,149万2,000円とし、収益的支出を6億6,202万5,000円、資本的収入を6億1,840万8,000円とし、資本的支出を12億285万5,000円とするものでございます。

次に、議案第12号阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び議案第13号阿波市個人情報保護審査会条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の阿波市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第14号阿波市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第15号阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、また議案第16号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号板野町と阿波市におけるペットボトルの処理に関する事務の委託について及び議案第18号上板町と阿波市におけるペットボトルの処理に関する事務の委託につきましては、板野町、上板町のペットボトルの処理に関する事務の管理及び執行を本市が受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第19号阿波市道路線の認定及び議案第20号阿波市道路線の変更につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、路線の認定及び変更をしたいので、提案するものでございます。

最後に、報告第1号債権の放棄につきましては、住宅課及び業務課が管理する債権について、阿波市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき市の債権を放棄しましたので、同条第3項の規定により報告を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後担当部長等より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について補足説明をさせていただきます。

令和4年度阿波市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,940万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億6,870万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

この補正予算（第9号）につきましては、事業の実績見込みに伴う増減のほか、財源確定による基金の調整等を行っております。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

主な事業といたしましては、4款衛生費の上水道事業会計出資金や8款土木費の地方道整備事業など16事業で、繰越明許費総額といたしまして、7億558万3,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

追加につきましては、総務債3,500万円を限度額としてお願いするもので、変更につきましては、総務債、農林水産業債、土木債、消防債及び教育債の限度額の変更でございます。補正後の限度額合計は、13億8,150万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税9億6,235万9,000円の追加につきましては、普通交付税の確定によるものでございます。

次に、15款1項国庫負担金7,035万円の減額につきましては、生活保護費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の実績見込みによるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

16款2項県補助金4,647万6,000円の減額につきましては、主に農山漁村未来創造事業補助金の実績見込みによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金12億9,834万9,000円の減額につきましては、財源の確定により、財政調整基金、減債基金等の基金取崩しを取りやめるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

20款1項繰越金7,996万3,000円の追加につきましては、繰越金の未計上額を全額計上するものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

3款2項老人福祉費2,888万8,000円の減額につきましては、介護保険特別会計繰出金の実績見込みによるものでございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

3款4項生活保護費5,100万円の減額につきましては、扶助費の実績見込みによるものでございます。

次に、4款1項保健衛生費5,053万7,000円の減額につきましては、新型コロナワクチン接種対策事業費のほか、あわっ子はぐくみ医療費等の実績見込みによるものでございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

6款1項農業費6,217万5,000円の減額につきましては、がんばる農業者応援給付金、県単独地域農業振興対策事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費2,830万9,000円の減額につきましては、主に地方創生臨時交付金事業の実績見込みによるものでございます。

最後に、42ページをお願いいたします。

この調書につきましては、6ページの地方債補正の追加及び変更に基づき調整をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は191億5,643万円でございます。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号令和4年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,840万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,437万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による介護サービス利用者の減少に伴う保険給付費不用額の減額や基金積立金の増額補正などでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましては、一番上の行、3款国庫支出金、補正額が2,742万4,000円の減額から、中段より下の8款繰入金、補正額が5,764万5,000円までの減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により介護認定申請件数や介護サービスの利用者が減少したことに伴い、財源となる国庫支出金などを減額するものでございます。

次に、12、13ページをお願いいたします。

左のページ、上から2行目、9款繰越金、補正額が9,023万1,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

上から2行目、1款3項介護認定審査会費が補正額1,513万8,000円の減額で、介護認定申請件数の減少によるものでございます。

次に、中段の2款1項介護サービス等諸費、補正額9,000万円の減額につきましては、2行下の3目地域密着型介護サービス給付費、補正額1,100万円の増額で、昨年10月に改正されました介護サービス事業の処遇改善によるものでございますが、それ以外の1目居宅介護サービス給付費や5目施設介護サービス給付費などにつきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響によりサービス利用者が減少したことから、減額補正となっております。

次に、18、19ページをお願いいたします。

左のページ、上から2行目、4款1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額8,500万円の増額につきましては、将来の保険給付費に充当するため、積立てをするものでございます。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） それでは、今議会に提出させていただいております議案第3号令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

令和4年度の阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,396万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

今回の補正予算につきましては、農業集落排水施設の設備故障による修繕費及び寒波の影響による機器不具合対応により、手数料を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

繰越明許となる事業につきましては、公営企業システム導入事業など4事業、総額といたしまして、2,260万円を計上しております。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましては、5款1項一般会計繰入金、補正額230万円の追加につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款事業費、1項2目柿原東地区施設管理費、補正額230万円を追加補正するものでございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 補足説明の途中ではございますけれども、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第4号及び議案第5号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第4号令和5年度阿波市一般会計予算について。

令和5年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195億8,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

令和5年度当初予算編成に当たりましては、市民の皆様の安全・安心はもとより、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て世帯の支援や地域経済の回復に向けた対策を講じました。

その結果、令和5年度当初予算（案）の予算規模につきましては、195億8,300万円で、対前年度比6億8,700万円、率にして3.6%の増となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

地方債につきましては、総務債など13件で、限度額の合計は14億750万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款市税につきましては、33億7,369万4,000円で、対前年度比3,235万9,000円、率にして1.0%の増でございます。

市民税につきましては、新型コロナウイルス感染症や長期化するウクライナ情勢などの影響により景気動向は不透明であります。個人、法人とも令和4年度と同程度と見込んでおります。

固定資産税につきましては、新築家屋や企業誘致による増、太陽光発電施設の設備投資による償却資産の増を見込んでおります。

次に、11款地方交付税につきましては、64億9,000万円で、対前年度比5,000万円、率にして0.8%の増でございます。内訳といたしましては、普通交付税を60億9,000万円、特別交付税を4億円見込んでおります。

次に、15款国庫支出金につきましては、23億5,056万1,000円で、対前年度比1億2,877万8,000円、率にして5.2%の減でございます。主に生活保護費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び道路メンテナンス事業費補助金の減によるものでございます。

次に、16款県支出金につきましては、15億5,345万8,000円で、対前年度比48万6,000円、率にして0.0%の減でございます。主に農山漁村未来創造事業補助金の減によるものでございます。

次に、19款繰入金につきましては、22億5,126万円で、対前年度比3億5,729万3,000円、率にして18.9%の増でございます。主に財政調整基金や減債基金を取り崩し、財源に充当するものでございます。

次に、22款市債につきましては、14億750万円で、対前年度比1億7,910万円、率にして14.6%の増でございます。主に子育て支援施設整備事業債や上水道出資債の増によるものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費につきましては、20億6,190万8,000円で、対前年度比9,557万5,000円、率にして4.9%の増でございます。主に庁舎、アエルワの光熱水費、阿波地域交流センター駐車場整備の増によるものでございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費につきましては、24億4,868万円で、対前年度比6,733万4,000円、率にして2.8%の増でございます。主に障害者自立支援給付費、障害児給付費の増によるものでございます。

次に、92ページ、93ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費につきましては、23億8,578万円で、対前年度比1億5,478万8,000円、率にして6.9%の増でございます。主に放課後児童クラブ整備事業によるものでございます。

次に、116ページ、117ページをお願いいたします。

4款2項清掃費につきましては、12億1,044万1,000円で、対前年度比8,564万7,000円、率にして7.6%の増でございます。主に中央広域環境施設組合負担金の増によるものでございます。

次に、118ページ、119ページをお願いいたします。

4款3項上水道費につきましては、3億5,663万7,000円で、対前年度比1億6,159万7,000円、率にして82.9%の増でございます。主に小倉高区配水池整備や中継ポンプ場整備に係る水道事業会計への繰出金の増によるものでございます。

次に、140ページ、141ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費につきましては、6億6,969万3,000円で、対前年度比3億1,268万1,000円、率にして31.8%の減でございます。主に矢松田中線整備、橋梁補修の事業費の減によるものでございます。

次に、150ページ、151ページをお願いいたします。

9款1項消防費につきましては、8億3,624万2,000円で、対前年度比1億8,062万5,000円、率にして27.6%の増でございます。主に徳島中央広域連合が実施する高機能消防指令センター消防緊急デジタル無線更新に伴う分賦金の増によるものでございます。

次に、154ページ、155ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費につきましては、6億3,776万3,000円で、対前年度比1億4,837万4,000円、率にして30.3%の増でございます。主に吉野中学校屋内運動場大規模改修事業によるものでございます。

次に、174ページ、175ページをお願いいたします。

10款5項社会教育費につきましては、3億5,592万円で、対前年度比1億868

万2,000円、率にして44.0%の増でございます。主に阿波図書館大規模改修事業、市場公民館大規模改修事業によるものでございます。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。

12款1項公債費につきましては、24億5,857万8,000円で、対前年度比8,962万1,000円、率にして3.5%の減でございます。主に県貸付金、緊急防災・減災事業債の減によるものでございます。

次に、200ページ、201ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を記載しております。

最後に、202ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書で、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は181億6,383万円でございます。

以上、議案第4号についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号令和5年度阿波市御所財産区特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,774万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

1 款財産収入につきましては、前年度と同額の 3 0 1 万 6, 0 0 0 円で、土地の貸付収入でございます。

次に、2 款繰越金につきましては、1, 4 7 2 万 9, 0 0 0 円で、対前年度比 2 2 万 9, 0 0 0 円の増でございます。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款管理費 5 4 4 万 6, 0 0 0 円につきましては、管理会の事務経費として、委員選挙委託料が 2 2 万 9, 0 0 0 円の増となっております。

次に、2 款事業費 1, 0 3 0 万円につきましては、山林維持管理委託料や環境林整備事業負担金などがございます。

以上、議案第 5 号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） それでは、議案第 6 号から議案第 8 号までを一括し、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第 6 号令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをお開きください。

令和 5 年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 億 6, 7 2 1 万 3, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

それでは、1 0 ページ、1 1 ページをお開きください。

最初に、歳入予算の主なものについて説明させていただきます。

1 款国民健康保険税につきましては、本年度予算額 6 億 4, 7 1 3 万 2, 0 0 0 円、対前年度比で 5 2 万 4, 0 0 0 円の減となっております。主なものといたしましては、3 段目、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税が 6 億 4, 7 0 2 万 6, 0 0 0 円、前年度比で 4 4 万 9, 0 0 0 円の減となっております。

次に、1 2 ページをお願いいたします。

4 段目の 4 款県支出金につきましては、3 3 億 7 8 6 万 2, 0 0 0 円、前年度比で 1, 3 8 0 万 7, 0 0 0 円の減となっております。主なものといたしまして、右ページの 1 節の普通交付金が 3 2 億 6, 1 3 7 万 1, 0 0 0 円となっております。保険給付費を含めた費用に対する交付金でございます。その下、2 節特別交付金につきましては、4, 6 4 9 万 1, 0 0 0 円となっており、市町村における保険事業を支援するための交付金でございます。

その下、7 款繰入金は 4 億 2, 8 3 5 万 1, 0 0 0 円、前年度比で 2 3 5 万 5, 0 0 0 円の減となっております。主なものといたしまして、右ページの保険税の軽減分を補填するための保険基盤安定繰入金 1 億 7, 3 9 6 万 5, 0 0 0 円などがございます。

次に、1 4 ページをお願いいたします。

ページの中段、8 款繰越金が 7, 5 0 0 万円、前年度比で 1, 5 0 0 万円の減となっております。

1 6 ページをお願いいたします。

一番下、歳入合計といたしましては、本年度予算額 4 4 億 6, 7 2 1 万 3, 0 0 0 円で、前年度と比較して、3, 1 7 7 万 4, 0 0 0 円の減額となっております。

続きまして、1 8 ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

1 款総務費につきましては、本年度予算額 1 億 2 7 1 万 8, 0 0 0 円、前年度比で 7 4 万 7, 0 0 0 円の増となっております。主なものとしましては、上から 3 段目、1 項総務管理費、1 目一般管理費が 9, 4 4 7 万 4, 0 0 0 円で、国保事業の職員人件費及び国保連合会への事務経費などとなっております。

次に、2 0 ページをお願いいたします。

上から 4 段目、2 款保険給付費につきましては、3 2 億 7, 2 2 8 万 1, 0 0 0 円、前年度比で 9 8 4 万円の減となっております。主なものといたしまして、次の 1 項 1 目一般

被保険者療養給付費が27億7,655万円、前年度比で1,496万7,000円の増となっており、一番下の段、2項高額療養費のうち——次の22ページをお願いいたします——1目の一般被保険者高額療養費が4億4,290万円、前年度比で1,828万6,000円の減となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

上から2段目、3款国民健康保険事業費納付金は10億3,924万2,000円、前年度比で2,263万9,000円の減となっております。県に納める納付金でございます。

ページの下から3段目、5款保健事業費は4,564万2,000円、前年度比で149万円の増となっております。主なものといたしましては、人間ドックなどを実施する1項2目の疾病予防費が466万3,000円で——次の26ページをお願いいたします——上から2段目の3目保健指導事業費が325万3,000円、その下、4目医療費適正化特別対策事業費が511万1,000円、その次に2項1目特定健康診査等事業費が3,261万5,000円となっております。

それでは、30ページをお願いいたします。

一番下の歳出合計といたしましては、本年度予算額44億6,721万3,000円で、前年度と比較して、3,177万4,000円の減額となっております。

これで令和5年度阿波市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第7号令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書、1ページをお開きください。

令和5年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,094万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

それでは、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、本年度予算額が3億7,507万8,00

0円、対前年度比で432万8,000円の減となっております。主なものといたしましては、その下、1項1目の特別徴収保険料が2億7,802万7,000円、前年度比で754万7,000円の減。2目の普通徴収保険料が9,705万1,000円、前年度比で321万9,000円の増となっております。

その下、4款繰入金につきましては、1億9,031万5,000円、前年度比で629万3,000円の増となっております。主なものといたしましては、1項2目の保険基金安定繰入金となります。

次に、12ページをお願いいたします。

一番下、歳入合計といたしましては、本年度予算額が5億7,094万7,000円で、前年度と比較して、196万5,000円の増額となっております。

それでは、次に14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、本年度予算額5億6,539万6,000円、対前年度比で196万5,000円の増となっております。主に保険料でございます。

その下、3款諸支出金につきましては、505万1,000円、前年度と同額となっております。主に被保険者への保険料還付金でございます。

一番下の歳出合計といたしましては、本年度予算額が5億7,094万7,000円で、前年度と比較して、196万5,000円の増額となっております。

これで令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書、1ページをお開きください。

令和5年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。

1 款県支出金につきましては、本年度予算額 1 2 7 万 5, 0 0 0 円で、前年度と同額となっております。右ページの説明欄にあります特定助成事業補助金でございます。

次の 2 款諸収入につきましては、3 0 万 4, 0 0 0 円、前年度比で 3 万 6, 0 0 0 円の減となっております。主なものは、1 項 1 目の住宅新築資金貸付金元利収入でございます。

下から 3 段目、4 款繰越金は 1 4 万 5, 0 0 0 円で、前年度と同額となっております。前年度繰越金でございます。

それでは、1 2 ページをお願いいたします。

一番下、歳入合計といたしましては、本年度予算額 1 7 2 万 4, 0 0 0 円で、前年度と比較して、3 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

次に、1 4 ページ、1 5 ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

1 款貸付事業費につきましては、本年度予算額 1 7 2 万 4, 0 0 0 円、前年度比で 3 万 6, 0 0 0 円の減となっております。主なものといたしましては、1 項 1 目償還事務費の、右ページ、説明欄の 5 行目でございます弁護士業務委託料となります。

それでは、一番下、歳出合計といたしましては、本年度予算額 1 7 2 万 4, 0 0 0 円で、前年度と比較して、3 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

これで令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明を終わります。

以上で議案第 6 号から第 8 号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、議案第 9 号について補足説明をさせていただきます。

議案第 9 号令和 5 年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 億 9, 7 0 0 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものといしましては、左のページ、上から2行目、1款1項介護保険料が、本年度予算額8億3,759万6,000円で、対前年度比37万4,000円の減額につきましては、滞納繰越分の調定額減少によるものでございます。

次に、左のページ、下から2行目の3款2項国庫補助金が、本年度予算額3億2,894万8,000円で、対前年度比1,804万8,000円の増額。

続いて、12、13ページをお願いいたします。

左のページ、中段の4款1項支払基金交付金が、本年度予算額11億5,193万4,000円、対前年度比254万9,000円の増額で、主な増額要因といしましては、いずれも昨年10月に改正のありました各種介護サービス事業の処遇改善により、介護サービス給付費等が増加したことに伴い、財源である調整交付金などが増額したためでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。

左のページ、上から5行目、8款1項一般会計繰入金金が、本年度予算額7億7,566万6,000円、対前年度比499万5,000円の増額で、主な増額要因につきましては、令和6年4月に予定されております介護保険法改正に伴い、システム改修が必要となるためでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

18、19ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものといしましては、左のページ、上から2行目、1款1項総務管理費が、本年度予算額8,446万5,000円、対前年度比134万6,000円の増額

で、主な増額要因につきましては、先ほどの歳入と同じく、令和6年4月の介護保険法改正に伴うシステム改修業務によるものでございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。

左のページ、下から2行目、2款1項介護サービス等諸費が、本年度予算額38億4,750万円、対前年度比890万円の増額で、主な増額要因につきましては、直近の給付状況等を勘案し、地域密着型サービス給付費などを増額したことによるものでございます。

次に、少し飛びますが、28、29ページをお願いいたします。

左のページ、上から2行目、5款地域支援事業費が、本年度予算額1億5,189万9,000円、対前年度比798万4,000円の増額で、主な増額要因につきましては、介護専門職員の人件費等の増額によるものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） それでは、議案第10号及び議案第11号について、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

令和5年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,365万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

令和5年度当初予算編成につきましては、通常予算に加え、令和6年度からの公営企業法適用に向けた移行を行うための予算編成としております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債につきましては、下水道債で、限度額は450万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、5行目、2款1項使用料、本年度予算額1,559万3,000円。

その下、3款2項国庫補助金、本年度予算額1,100万円、対前年度比530万円の増としております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

1行目、5款1項一般会計繰入金、本年度予算額1億1,932万1,000円、対前年度比1,076万7,000円の増としております。

歳入合計は1億5,365万円で、対前年度比1,049万7,000円の増としております。

続きまして、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費、本年度予算額2,133万2,000円、対前年度比1,279万1,000円の増で、主なものとして、右側説明欄、維持管理適正化計画策定業務など、委託料の増加によるものでございます。

次に、2款1項施設管理費、本年度予算額5,675万1,000円、対前年度比1,261万2,000円の増で、主なものとして、17ページ、説明欄、柿原東地区施設管理費の工事請負費及び備品購入費の増によるものでございます。

次に、3款1項公債費、本年度予算額7,506万7,000円、対前年度比240万6,000円の減としており、歳出合計は歳入合計と同額の1億5,365万円としております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末における現在高の見込額は、下水道事業債、表の右側、2億5,771万1,000円となる見込みとしております。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号について補足説明をさせていただきます。

予算書、1ページをお願いいたします。

議案第11号令和5年度阿波市水道事業会計予算。

第1条、令和5年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数1万4,160戸。

2、年間総給水量455万7,000立方メートル。

3、1日平均給水量1万2,450立方メートル。

4、主要な建設改良事業は、基本計画に基づく事業9億3,355万3,000円、老朽管布設替等事業9,000万円としております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益6億8,149万2,000円。内訳の主なものとして、第1項営業収益6億4,333万1,000円、第2項営業外収益3,815万9,000円としております。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用6億6,202万5,000円。内訳の主なものとして、第1項営業費用6億2,239万1,000円、第2項営業外費用3,788万3,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入6億1,840万8,000円。内訳の主なものとして、第1項出資金3億5,650万円、第4項企業債2億4,000万円としております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出12億285万5,000円。内訳の主なものとして、第1項建設改良費11億553万4,000円、第2項企業債償還金9,632万円としております。

上の4条、括弧書きに戻っていただきまして、なお資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億8,444万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億1,595万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,849万3,00

0円で補填するものとしております。

続きまして、ページ右側。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

上水道建設改良事業で、限度額は2億4,000万円としております。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億104万8,000円としております。

第8条、営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億7,563万8,000円としております。

第9条、たな卸資産の購入限度額は、1,775万8,000円と定めております。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

令和5年度当初予算編成につきましては、安全・安心のまちづくりの実現に向け、現在施工中の小倉高区配水池築造工事、市道阿讃山麓線配水管布設工事に加え、小倉高区配水池中継ポンプ施設築造工事を行うための予算編成としております。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第12号及び議案第13号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第12号阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体等における個人情報保護制度は全国的な共通ルールの適用を受けることから、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、現行の阿波市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

主な制定内容といたしましては、開示請求に係る手数料、開示決定等の期限、審査会への諮問を規定しております。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第13号阿波市個人情報保護審査会条例の制定について。

阿波市個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

この条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の阿波市個人情報保護条例を廃止することから、審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

主な制定内容といたしましては、審査会は委員5人以内をもって組織、委員は優れた識見を有する者のうちから市長が任命、委員の任期は2年と規定しております。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上、議案第12号及び議案第13号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 補足説明の途中ではございますが、暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第14号について補足説明をさせていただきます。

議案第14号阿波市国民健康保険条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

今回の改正につきましては、出産育児一時金について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、阿波市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、現在被保険者が出産したときに支給している出産育児一時金の支給額を、現行の40万8,000円から48万8,000円に、8万円の引上げを行うため、阿波市国民健康保険条例第6条第1項中の金額を改正するものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

なお、経過措置として、この条例の施行の前に出産した場合は、従前の例によるものとなります。

以上で議案第14号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいま

すようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 議案第15号並びに議案第16号について、続けて補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第15号阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

本条例の改正につきましては、入所または通所施設における児童の安全の確保及び感染症蔓延時の業務継続の課題等を受けた児童福祉施設の設置及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、利用する乳幼児の安全確保を図るための安全計画の策定や職員の研修、訓練等、必要な措置の義務化、また感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のために必要となる研修、訓練の実施などでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

次に、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

本条例の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、利用する児童の安全確保を図るための安全計画の策定や感染症、非常災害発生時における業務継続、再開を図るための業務継続計画の策定、また感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のために必要となる研修、訓練の実施などでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上、議案第15号並びに議案第16号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） それでは、議案第17号及び議案第18号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第17号の説明をさせていただきます。

板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、板野町との間において、ペットボトルの処理に関する事務を受託することについて、別紙のとおり規約を定め、協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

これまで本市や板野町で回収された使用済みのペットボトルは、食品トレー、繊維やペットボトルなどにリサイクルをされてまいりましたが、ペットボトル以外のものにリサイクルをされた場合は、多くが使用後に焼却され、リサイクルができなくなってしまう。

このことから、繰り返しペットボトルからペットボトルに再生する水平リサイクルに、阿波市、板野町、上板町の3市町にて取り組むため、板野町からのペットボトルの圧縮、梱包などの処理を阿波市が受託するものです。

規約の主な内容としましては、受託事務の範囲、経費の負担、予算の執行及び連絡会議などを規定しております。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

次に、議案第18号の説明をさせていただきます。

上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、上板町との間において、ペットボトルの処理に関する事務を受託することについて、別紙のとおり規約を定め、協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理人、阿波市副市長。

こちらの内容につきましては、先ほどの議案第17号板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約についてにて説明をさせていただいたものと同様のものとなっております。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上で議案第17号と議案第18号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 議案第19号及び議案第20号について、順次補足説明をさせていただきます。

議案第19号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

路線の認定につきましては、県道から市道への移管及び分譲地道路の寄附により、新たに市道として管理を行う路線を認定するものでございます。

認定する路線は、阿波町西林の西林美馬市境線、土成町成当の土成小学校東線の計2路線となっております。

次に、議案第20号の補足説明をさせていただきます。

議案第20号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求める。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

路線の変更につきましては、道路整備及び県道から市道への移管に伴い、道路の起終点を変更するものでございます。

変更する路線は、土成町の山王子深谷線、吉野町の出屋敷本線及び大竹町口1号線の計3路線となっております。

以上、議案第19号及び議案第20号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、報告第1号債権の放棄について、建設部所管分の補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について、下記のとおり放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

建設部住宅課から、市営住宅の家賃債権について報告させていただきます。

今回報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号の該当については、未納者である債務者が既に市営住宅から退去しており、当該債権につき消滅時効の5年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるため。また、第7号該当については、当該債権につき消滅時効の5年が完成し、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、またはこれに準ずる状態であり、かつ資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるため。

以上、各号の理由により、該当すると判断し、放棄するものです。

住宅家賃及び共益費における債務者の延べ人数は39人、放棄した債権の金額は243万2,500円です。

なお、債権放棄については、本年2月2日に開催した債権処理審査委員会において、放棄の理由などを慎重に審議していただいております。

今後におきましても、市営住宅の家賃などの徴収につきましては、債権管理条例及び債権マニュアルに基づき、債権の適切な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告第1号債権の放棄について、建設部住宅課所管分の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） 引き続きまして、報告第1号債権の放棄について、水道部所管部分の補足説明をさせていただきます。

水道部業務課からは、水道使用料の債権について報告させていただきます。

今回、報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号該当については、当該債権につき消滅時効の2年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるため。第4号該当については、債務者が破産したため。また、第6号該当については、債権者が死亡し、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるため。

以上、各号の理由に該当すると判断し、放棄するものでございます。

水道使用料における債務者の延べ人数は97人。放棄した債権の金額は301万6,430円でございます。

なお、債権の放棄については、建設部同様、2月2日開催の債権処理審査委員会において、放棄の理由などを慎重に審議していただいております。

今後とも、水道使用料の徴収につきましても、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、報告第1号債権の放棄について、水道部業務課所管部分の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第25 請願第3号の取り下げの件

○議長（笠井一司君） 日程第25、請願第3号の取り下げの件を議題といたします。

令和4年第4回定例会に提出され継続審査案件となっております請願第3号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願については、請願者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本請願の取下げを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号の取下げは許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長職務代理者から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第21号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についてが提出されました。

お諮りいたします。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1を直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 議案第21号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（笠井一司君） 追加日程第1、議案第21号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 本日追加提案をさせていただきました議案第21号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）につきましては、緊急性の観点から先議をお願いしたいので、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は令和5年4月23日執行予定の阿波市長選挙に伴うもので、追加補正予算額は360万円でございます。

以上、本日先議をお願いいたします議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後担当部長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、本日追加提案をさせていただきます議案第21号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について補足説明をさせていただきます。

令和4年度阿波市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億7,230万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年2月27日提出、阿波市長職務代理者、阿波市副市長。

この補正予算（第10号）につきましては、市長の退職に伴い、4月に執行予定の市長選挙の準備経費を予算計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金360万円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款4項選挙費360万円につきましては、令和4年度の市長選挙の準備経費として、印刷、製本費等を計上しております。

以上、議案第21号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 補足説明が終わりました。

これより追加日程第1、議案第21号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ただいま本案が議決されましたが、さきに提案されております議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第9号）を3月22日に質疑、討論、採決を行うことから、令和4年度阿波市一般会計補正予算（第9号）及び（第10号）の計数整理が必要となります。この整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議長により計数整理を行うことといたします。

なお、計数整理を行ったものは、後ほど配付いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、3月9日午前10時より、代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時27分 散会